

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7年 2月20日

福島県南会津建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第24-41360-0278号
工事（委託業務）名	河川（交付）工事（河道掘削）
質 問 事 項	
<p>1. 交通誘導員の配置が設計にないのですが、誘導員は必要だと思われます。変更の対象になりますか？</p> <p>2. 岩盤や転石が出た場合、変更の対象になりますか？</p> <p>3. 既存の道路を使用とありますが、仮設道路の補修及び補強が必要と予想されます。その場合は変更の対象になりますか？</p> <p>4. 土砂の中に流木や古タイヤ等の産廃物があると思われます。それら処分費を計上して頂けますか？</p> <p>5. 掘削内は砂が多くダンプが行けない所があると思われます。その場合の対処として鉄板を敷いたり敷砂利を敷いたりする等考えられますが変更の対象になりますか？</p> <p>6. 河川の増水により土砂が堆積した場合、変更の対象になりますか？</p> <p>7. 河川の増水で水が現場内に入らない様にする対策はあるのでしょうか？</p> <p>8. 特記仕様書において、建設発生土の搬出先が、只見地内(6.6km)とありますが、設計書記載の運搬土砂、約26,000m<sup>3</sup>の全てを置ける広さの敷地が確保されているか、ご教示願います。また、その発生土運搬先がいっぱいになった際、想定される別の搬出先をご教示願います。</p>	
回 答 事 項	

1. 必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
2. 必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
3. 必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
4. 必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
5. 必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
6. 必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
7. 対策不要と想定しておりますが、必要と判断された場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り協議の対象とします。
8. 建設発生土約 26,000m<sup>3</sup> を受け入れる容量を確保しています。